3　前項本文の場合において、紛争解決委員はその合議により、この規則で定める権限の行使を当該紛争解決委員のうちの１名に命じて行わせることができる。但し、第76条、第78条第１項、第79条、第80条第１項、第82条第１項、第90条第１項、第91条第２項及び第92条第３項の権限の行使はこの限りでない。

（紛争解決委員の補助等）

第72条　紛争解決委員は、その職務を行うについて、紛争受付課の職員に対し、法令判例その他必要な事項の調査の補助を行わせることができる。

2　紛争解決委員は、その職務を行うについて、貸金業相談・紛争解決センターの職員に対し、必要な指示を行うことができる。

（弁護士の助言）

第73条　紛争解決委員が弁護士でない場合において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときには、当該紛争解決委員は、委員会が指定する弁護士の助言を受けることができる。但し、当該紛争解決委員が第19条第３項第４号に定める者であって、細則に従い算定された紛争解決委員として担当する紛争解決手続における紛争に係る請求の価額が、裁判所法第33条第１項第１号に定める額を超えない場合を除く。

（紛争解決委員に対する不当な影響の排除）

第74条　紛争解決委員は、紛争解決等業務の遂行に関し、協会又はその実質的支配者等若しくは子会社等から不当な影響を受けるおそれのある行為がなされたと判断したときには、遅滞なく当該事実を委員会に対して報告しなければならない。

2　当事者は、紛争解決等業務の遂行に関し、紛争解決委員に対して協会又はその実質的支配者等若しくは子会社等から不当な影響を受けるおそれのある行為がなされたと思料するときには、いつでも委員会に対してその旨を報告することができる。

3　委員会は、前２項の報告を受けたとき又は協会若しくはその実質的支配者等若しくは子会社等が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼしているおそれがあると認めるときには、遅滞なく事実関係を調査し、調査の結果に従い、紛争解決委員が不当な影響を受けることを排除するために必要な措置を講じなければならない。

4　第68条第５項、第６項及び第８項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において第68条第５項に「前項の決定をするに当たり」とあるのは「前項に定める調査の実施及び必要な措置の決定に当たり」と、同第６項に「当該紛争解決委員に係る第４項の決定に当たり」とあるのは「当該紛争委員に関する不当な影響に係る前項の調査及び措置の決定に当たり」と、「第８項の規定に基づき」とあるのは「この項の規定により準用される第68条第８項の規定に基づき」と、同第８項に「第４項及び第５項に定める権限」とあるのは「前項の調査の権限」と読み替える。

第４節　紛争解決手続の開始

（紛争解決委員選任の通知等）

第75条　紛争解決委員が選任されたときには、第70条により準用される第67条の規定に基づき選任された場合を除き、その選任後遅滞なく、紛争解決手続を開始しなければならない。また、紛争解決委員が第70条により準用される第67条の規定に基づき選任されたときには、遅滞なく前任者から紛争解決手続を引き継ぐものとする。

2　紛争解決委員は、その選任後、速やかに、申立人及び相手方に対し、細則で定めるところに従い、当該紛争解決委員が紛争解決委員に選任された旨を通知しなければならない。

（紛争解決手続の不開始）

第76条　前条第１項第１文の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、紛争解決委員は、紛争解決手続を開始しない旨の決定を行わなければならない。

⑴　申立てが協会員等の貸金業務に係わるものでないとき。

⑵　申立てが第59条第１項に掲げる者以外の者によってなされたとき。

⑶　申立人が不当な目的でみだりに申立てをしたと認めるとき。

⑷　申立てを行った契約者等が、申立てに係る当該貸金業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められるとき。

⑸　前号に定める場合のほか、申立てを行った者につき紛争解決手続を行うのに適当でない事由があると認めるとき。

2　紛争解決委員は、申立ての趣旨又は紛争の要点が特定されないときには、紛争解決手続を開始しない旨の決定を行うことができる。

（紛争解決手続の開始に先行する資料等の提出等）

第77条　紛争解決委員は、前条第１項各号に掲げる事由の有無を確認するため又は申立ての趣旨若しくは紛争の要点を特定するために必要がある場合には、紛争解決手続開始に先立ち、申立人に対して口頭若しくは書面による説明を求め又は契約書その他の物件の提出若しくは提示を求めることができる。この場合において、加入貸金業者である申立人は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（紛争解決手続不開始の通知）

第78条　紛争解決委員は、第76条に定めるところにより紛争解決手続を開始しない旨の決定をした場合には、書面により当事者に対し、紛争解決手続を実施しない旨及びその理由を通知しなければならない。

2　紛争解決委員は、申立てが第76条第１項第１号に該当することを理由として紛争解決手続を開始しない旨の決定を行った場合において、当該申立てが協会員等以外の貸金業を営む者が行う貸金業の業務に係るものである場合には、申立人（但し、契約者等である場合に限る。）に対し、協力の要請の手続を案内し、申立人の同意があるときには、苦情受付課に移送して、協力の要請への対応をとらせなければならない。但し、第59条第２項により準用される第38条第１項第２号又は第３号の代理人がある場合を除く。

3　紛争解決委員は、申立てが貸金業務等に係わらないことを理由として紛争解決手続を開始しない旨の決定を行った場合において、当該申立てに係る紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体又は指定紛争解決機関等その他の民間事業者が存在する場合で適当と認められる場合には、申立人に対し、当該機関等を案内するものとする。

（紛争解決手続開始の通知）

第79条　紛争解決委員は、紛争解決手続を開始したときには、速やかに、当該紛争解決手続の当事者に対し、紛争解決手続が開始された旨を通知する。

（答弁書）

第80条　紛争解決委員は、前条の通知に際し、協会員等である相手方に対し、次の各号に該当する事項を記載した、別紙様式イによる書面（以下本章において「答弁書」という。）５通の提出を求めなければならない。第62条第３項の照会に対し紛争解決手続に応ずる旨（以下「紛争解決手続実施同意」という。）を回答した相手方に対しても同様とする。

⑴　第46条第２項第１号、第３号及び第４号に掲げる事項

⑵　申立ての趣旨に対する答弁及び紛争の要点に対する認否反論

⑶　前各号のほか紛争解決委員が特に指示する事項

2　第46条第３項から第５項の規定は、前項の答弁書の提出につき準用する。この場合において「回答書」とあるのは「答弁書」と、第３項に「第１項」とあるのは「第79条」と、「苦情受付課」とあるのは、「紛争解決委員」と、第４項により準用される第39条第５項に「申立人」とあるのは「相手方」と、「申立て」とあるのは、「答弁書の提出」と読み替える。

3　第１項の規定にかかわらず、第61条第２項の規定により申立書の提出があったものとみなされた場合において、紛争解決手続の相手方が先行する苦情処理手続において第46条第２項に定める回答書を提出している場合には、紛争解決委員は当該回答書をもって答弁書の提出があったものとみなすことができる。

4　紛争解決委員は、答弁書を受理したときは、申立人に対し、遅滞なくその写しを交付又は送達するものとし、前項により答弁書の提出があったものとみなす場合においてはその旨を申立人及び相手方に対して通知するものとする。

第５節　紛争の解決

（紛争の解決）

第81条　紛争解決手続が開始された場合、紛争解決委員は、紛争の解決のため、申立人と相手方の交渉を仲介するとともに、委員の専門的知識、経験等に基づき助言することにより、当事者間における紛争の円満な解決に努めるものとする。

2　紛争解決手続において、当事者は、紛争について説明し意見を述べる十分な機会が保証されなければならない。